

令和4年2月1日

保育施設（認可保育所、認定こども園、小規模保育事業）
利用の保護者の皆様

松戸市
子ども部 保育課長

保育施設の感染拡大防止に向けた休園基準の見直しについて

日頃より、松戸市の保育行政にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。新型コロナウイルス感染症について、厚生労働省より「濃厚接触者の待機期間」及び「無症状患者の療養基準」の見直しなどについて通知がありました。

これに基づき、本市では下記のとおり、保育施設の休園基準の設定を変更いたしましたので、保護者におかれましてはご理解、ご協力をお願いいたします。

記

【休園基準】

◎園児に陽性者が出た場合

- (1) 対象施設は陽性者の最終接触日の翌日から起算して7日目まで原則休園^{*1}とする
- (2) 陽性者が在籍しているクラスは陽性者の最終接触日の翌日から起算して7日目までクラス閉鎖とする
- (3) 陽性者が在籍しているクラス以外は休園開始日より特別保育^{*2}を実施する

◎保育士等職員に陽性者が出た場合

感染症対策を講じているため、原則休園はしない

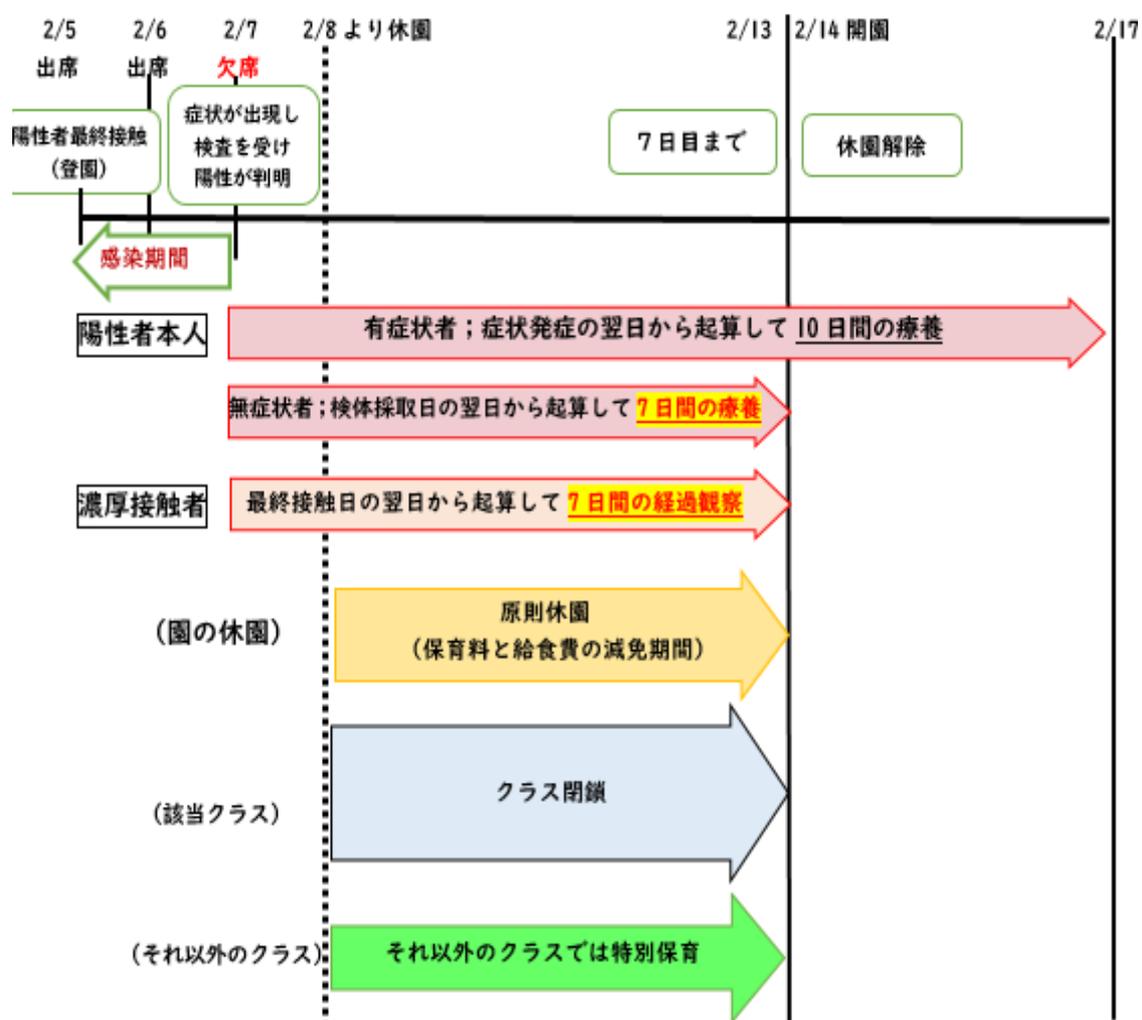
但し、7日間で職員5名以上の陽性者が出た場合は、施設の規模や職員数等に応じ休園を検討し、運営可能な範囲で休園開始日より特別保育を実施する

(※1) ここでいう休園とは、施設を完全に閉鎖することではなく、クラス単位での閉鎖をし、特別保育を提供するものです

(※2) 特別保育とは、職種を問わず保育の利用を希望する方に保育を提供するものです

ただし、陽性者が出たクラスの園児の兄弟児については家庭保育が可能と考えますので特別保育の対象になりません

●具体的な休園のイメージ（園児が2月7日に陽性判明し2月8日～休園）



【休園期間中について】

①モニタリング

休園期間中は陽性者および、そのクラスの方には各保育施設より健康観察（モニタリング）を行います

②PCR検査等

有症状者は医療機関で検査を実施。

無症状者で不安のある方は市の補助を使って検査ができます（濃厚接触者にあたる方は対象とはなりません。）詳細はホームページをご覧ください。

- 県の薬局の無料検査実施場所ホームページ

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/pcrmuryouka.html#kensajisshitenpoichiran>

- 市の補助ホームページ

https://www.city.matsudo.chiba.jp/kenko_fukushi/kansenshou/PCRjosei.html

③保育料・給食費

休園期間中は、家庭保育を希望される方には、保育料は日数に応じて日割り計算を行い、差額を翌月以降に返還（充当）いたします。給食費については各施設にお問い合わせください。

休園期間中、ご心配なことがあった場合は各保育施設にご連絡ください。

[お問い合わせ]
松戸市子ども部保育課
047-366-7351